

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇条例 軽油引取税の免税軽油使用者証交付手数料徴収条例

◇規則 鳥取県収入証紙規則の一部改正

条例

軽油引取税の免税軽油使用者証交付手数料徴収条例をここに公布する。

昭和三十一年六月十二日

鳥取県知事 遠藤

茂

鳥取県条例第二十五号

軽油引取税の免税軽油使用者証交付手数料

徴収条例

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に基きこの

条例を定める。

(総則)

第一条 鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)第四百四十六条第一項の規定により免税軽油使用者証の交付を受けようとする者は、この条例の定めるところにより手数料を納付しなければならない。

(手数料の額)

第二条 前条の規定により納付すべき手数料の額は百円とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

規則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年六月十二日

鳥取県知事 遠藤

茂

鳥取県規則第四十一号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中二の(十九)次に次のように加える。

- (二十) 軽油引取税の免税軽油使用者証交付手数料徴収
条例に基づく手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

刷 行 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 印 刷 所

鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 印 刷 所